

農場用 管理点と適合基準(共通管理点)の主要改定ポイント一覧【2010/2012】→【2016】(Advance)

\*注1) AdvanceはBasicを包含しているため2010/2012とAdvanceとの差異の説明とするが、Advanceのみの説明を“●”で示す。

説明No.	Advanceのみ*注1)	事由	管理点番号等	改定概要	変更意図、説明等
1	-	追加	表紙:2種類の審査・認証のタイプの設置(BasicとAdvance)	今回開発されたJGAP2016は一般普及型のBasicと、GFSI要求のグローバル企業等向けのAdvanceの2タイプがあり、それぞれ別冊となる。	これまでの2010/2012を継承するのはBasicであり、これは国内及び東アジア・東南アジアでの取引において必要十分なレベルである。一方、AdvanceはGFSI要求のグローバル企業等JGAP Basicに追加要求を必要とする取引先に対応するための認証である。
2	-	追加	理念	理念に“人権”を追加。また、日本のみならず東アジア、東南アジアの農場で利用できるように開発したことを追加。	人権の尊重は食品安全や労働安全の基礎となる重要な取組みであるため追加した。海外はもとより、国内でも外国人労働者や法人経営が増加する中において人権(福祉・労務管理を含む)は重要と判断した。
3	-	追加	理念	JGAPとは日本の生産環境を念頭に置いた農業生産工程管理の手法であることを追加。	日本の湿潤な生産環境や家族労働を中心とした経営形態等はアジアの他の国々と似通っている点が多い。また、日本は先進国であり法令が一定レベルで整備されている。したがって、日本の生産環境をベースとしてJGAPを開発しそれを他の国が利用できるような形が望ましいと判断した。
4	-	変更	目次:章構成	従来の機能(目的)別の項目立てである、「A.農場運営と販売管理、B.食の安全、C.環境保全、D.労働安全」から、「A.経営の基本、B.経営資源の管理、C.栽培工程における共通管理」という項目立てにし、仕事の流れ・サイト・物といった切り口で管理点を整理した。例えば、農薬の管理点で農薬保管庫のことや防除衣のことがまとめて確認できるようになった。	管理手順の作り易さ、審査効率の向上が期待される。
5	-	変更	はじめに:管理点に含む要素	○農場運営 ○食品安全 ○環境保全 ○労働安全 ○人権・福祉 この5つがJGAPには含まれている。	従来の“適切な販売管理と農場運営”は“農場運営”に短縮した。適切な販売管理は農場運営の一部であり意図することは同じ。新たな要素である人権・福祉を加えた。
6	-	変更	はじめに 2.本書の利用方法 <本文の見方> 5)取組例・備考	穀物2012で採用した「取組例・備考」を全ての農産物に採用した。ただし、取組み方の例や参考情報を示したものであり、適合性を判断する基準ではない。	適合基準を満たす、あるべき状態になるための補足として有用な情報を提供する。また、海外で使用するケースも想定して、適合基準内に日本の法令に特化した内容を記載できないため、当欄を設ける必要性があった。

説明No.	Advanceのみ*注1)	事由	管理点番号等	改定概要	変更意図、説明等
7	-	新規	1.1適用範囲	<p>適用範囲に関する以下の最新情報の文書化を追加</p> <p>① 農場(農場名、所在地、連絡先)  ② 商品(農産物、品目(栽培中又は栽培予定))  ③ 生産工程カテゴリー  ④ 圃場(圃場名等、所在地、面積、栽培品目)  ⑤ 倉庫(倉庫名等、所在地、保管物(農薬・肥料等の資材、燃料、機械等))  ⑥ 農産物取扱い施設(施設名等の識別、所在地、取扱い品目)  ⑦ 外部委託先(名称、委託工程、所在地、連絡先)</p> <p>このうち、③生産工程カテゴリーは新たな概念  事例:青果物(栽培)、青果物(収穫)、青果物(取扱い)</p>	<p>基本情報として審査・認証の対象範囲を明確にして認識しておく必要があるため追加した。</p>
8	●	新規	1.3農場管理の仕組みの文書化	<p>JGAPが求める農場管理をどのように実施するかについての手順等を文書化している。</p>	<p>各管理点ごとの手順を考え実行するだけでなく、客観的に文書化することを求めた。</p>
9	-	追加・変更	2.1責任及び権限	<p>2010/2012でも組織図の要求はあったが、経営者、農産物取扱い施設の管理責任者、労務管理の責任者を追加した。また、2010/2012の「農薬の使用責任者」と「農薬保管の責任者」は一本化して「農薬管理の責任者」とした。「施肥の責任者」は「肥料管理の責任者」とした。</p>	<p>経営者＝農場の責任者というケースが多いが、法人経営で多元的に管理している場合は異なる場合もある。また、経営者は親である本人であるが実質的に農場管理は子供に任せているというケースもあるため経営者を明確にした。  また、今回追加された人権・福祉の担当責任者として労務管理の責任者を追加した。</p>
10	-	変更	2.2方針・目的	<p>①経営者は、農場運営の方針・目的を文書化している。方針・目的には、食品安全の確保と法令遵守及び農場管理の継続的改善を含む。  ②経営者は、上記の方針・目的を農場内に周知している。</p>	<p>適切な農場管理を実践するためには経営としてのマネジメントを強化する必要があるため、その一環としてどのような農場経営の方針をもっているのかを明確にする。方針とは経営理念や社是のようなもの。</p>
11	●	新規	2.2.1食品安全の目標	<p>経営者は、食品安全に関して、測定可能な目標を定めて活動している。</p>	<p>GFSI要求 方針管理の強化事項</p>
12	-	新規	2.4経営者による見直し	<p>① 経営者は、年1回以上、自己点検(団体の場合には内部監査)の結果を把握し、農場管理の仕組みの有効性を見直し、必要に応じて該当する責任者へ改善を指示している。  ② 上記の見直しの結果及び該当する責任者への改善指示を記録している。</p>	<p>マネジメントの強化に必要と判断した。</p>
13	-	追加	2.5知的財産の保護	<p>下記を追加  ② 登録品種などの他人の知的財産を侵害しないようにしている。</p>	<p>知的財産の保護に含まれるため、これまでの種苗登録制度の遵守(青果物2010の4.4.3、穀物2012の4.3.2、茶2012の4.3.4)をここに移動させた。</p>
14	-	新規	3.4計画と実績の比較	<p>① 管理点3.1に対する実績を記録している。  ② 計画と実績を比較し、次の計画立案に役立てている。</p>	<p>PDCAを確実に回すことが目的。計画と実績を比較することにより生産性に関する課題への対応を促すことで、持続的な改善へつながる。</p>

説明No.	Advanceのみ*注1)	事由	管理点番号等	改定概要	変更意図、説明等
15	-	新規	4.1圃場及び倉庫における交差汚染の防止	① 圃場及び倉庫における下記のもの、汚染物質との交差汚染に対するリスク評価を年1回以上実施し、必要な対策を講じている。 1) 種苗、作物及び農産物 2) 包装資材 3) 収穫及び農産物取扱い関連の機械・設備・輸送車両・容器・備品等 ② リスク評価の結果及び対策を記録している。	従来から、農薬と肥料に関する交差汚染の管理点はあった。例えば圃場での農薬ドリフト、農薬保管庫での交差汚染等である。しかしながら農薬・肥料以外の交差汚染に関するリスク管理を網羅する管理点がなかったため追記した。
16	●	新規	4.4栽培工程の明確化 4.5食品安全危害要因の評価(栽培工程) 4.6対策・ルール・手順の決定(栽培工程) 4.7対策・ルール・手順の実施(栽培工程)	2010/2012では栽培工程については既に種苗、土、水、農薬、肥料で管理点は存在しており、ほぼ網羅されているとしてリスク評価に基づく管理を省略してきたが、収穫工程や農産物取扱い工程と同様に追加した。	GFSI要求では、生産工程の全てについてのリスク評価が必要であるため追記した。管理点の用意されている種苗、土、水、農薬、肥料から漏れているものがないか確認する意図がある。
17	-	強化	4.9食品安全危害要因の評価(収穫工程)	これまでは、「危害要因が付着・混入する可能性を検討する(青果物の表現)」としていたが、今回は「発生する食品安全危害要因を特定しそのリスク評価を実施する」とした。	危害要因に重みづけを実施して管理するという手法に強化した。「健康への悪影響の発生確率及びその悪影響の程度の組合せ」により、リスクの大きさ(高い、低い等)を評価するというHACCP的な概念を持つことが重要となる。この考え方は栽培工程の4.6も農産物取扱い工程の5.3でも同様である。説明自体は5.3の取組例・備考欄に記載している。
18	-	新規(青果物・穀物) 変更(茶)	5.1農産物取扱い施設における交差汚染及び異物混入の防止	① 農産物取扱い施設及びその敷地内における下記のもの、汚染物質との交差汚染及び異物混入に対するリスク評価を年1回以上実施し、必要な対策を講じている。なお、対策には立地や施設構造の見直しを含む。 1) 農産物 2) 包装資材 3) 収穫及び農産物取扱い関連の機械・設備・輸送車両・容器・備品等 ② リスク評価の結果及び対策を記録している。	青果物2010の8.5、8.6では農産物の保管として、また穀物2012の7.6、7.7、7.9では適切な施設管理と農産物の保管として管理点があった。この管理点を設け、施設やその周辺からの汚染や異物混入をリスク評価することでチェック漏れ防止と重点化を図ることが可能となる。また、茶2012では8.1.1の参考ページ(茶製造における一般衛生管理のポイント)を参照し、それを8.2.2の検討の参考にしていたため、実質的に変更はないが、分かりやすいように工程のリスク評価と分けた形とした。
19	●	新規(青果物・穀物)	5.2農産物取扱い施設のレイアウト	農産物取扱い施設のレイアウト図(見取り図)がある。	リスク評価をしやすく効果的に実施するために必要とした。茶は2012でも要求があったため変更なし。ただし、レイアウト図の中に記載する詳細な項目は適合基準ではなく取組例とした。
20	-	追加(青果物・穀物)	5.3食品安全危害要因の評価(農産物取扱い工程)	これまでは、「危害要因が付着・混入する可能性を検討する(青果物の表現)」とだけであったが、今回は「発生する食品安全危害要因を特定しそのリスク評価を実施する」とした。	4.9の説明と同様である。

説明 No.	Advanceのみ*注1)	事由	管理点番号等	改定概要	変更意図、説明等
21	●	新規 (青果物・穀物)	5.5.1対策・ルール・手順の実施記録	管理点5.3においてリスクが高いと評価した食品安全危害要因を抑制する対策・ルール・手順について、実施した結果を記録している。	リスクの高い危害要因に対しての確実な履行及び後の検証を可能とするために追加した。茶は2012でも要求がある。
22	●	新規 (青果物・穀物) 追加(茶)	5.6対策・ルール・手順の検証	① 管理点5.3においてリスクが高いと評価した食品安全危害要因を抑制する対策・ルール・手順の履行及び有効性を検証する方法を文書化している。 ② 上記①で定めた方法に従って検証を行い、その結果を記録している。	リスクの高い危害要因を抑制する手段が有効かどうかを確認することは重要であるため追加した。検証方法としては一般的には実施記録の確認となるが、製品検査の場合もある。茶ではこれまでも実施記録の確認に限定した検証の要求は有る。
23	●	新規 (青果物・茶)	6.1食品防御	① 作物、農産物、水源、土壌及び資材への意図的な異物・汚染物質の混入に関してリスク評価を年1回以上実施し、必要な対策を講じている。 ② リスク評価の結果及び対策を記録している。	穀物2012の3.3.6ではフードディフェンスとして要求があった。時代の要請として必要であるが、リスクに応じた対応を求めており、監視カメラの設置等の過剰な対応は意図していない。
24	-	追加	7.2.1検査機関の評価・選定	残留農薬、水質、重金属類、微生物、放射性物質等、食品安全に関する検査を行う機関は、該当する分野で下記のいずれかを満たしていることを確認している。 ① 生産国が認定した登録検査機関 ② ISO17025認定機関 ③ 日本GAP協会が推奨する機関(Basicに限る) ④ 残留農薬の場合、残留農薬検査を行う検査機関に関するガイドラインを満たす機関(Basicに限る)	残留農薬以外の検査項目についても検査機関自体の信頼性を問う必要があるため。 AdvanceはGFSI要求により①と②のみ可としている。
25	●	新規	7.2.2仕入先・サービス提供者の評価・選定	① 下記の仕入先・サービス提供者について、信頼性に関する評価を実施した上で取引している。評価には食品安全に影響を及ぼす偽装の可能性を含めている。 1) 水道光熱の提供者、保守業者(電気、水道、ガス、重油等) 2) 原料・資材の提供者(種苗、農薬、肥料、包装資材等) 3) 機械・設備の提供者、保守業者 ② 上記①で選定されなかった業者について選定されなかった理由を記録している。また、取引を再開する場合には再評価し、その結果を記録している。	仕入先やサービス提供者自身の信頼性がなければ購入品や提供を受けるサービス自体の安全性も信頼できないという意図より新規追加した。また、GFSI要求の食品偽装(食品安全に関して)の要求について、加工品と比べて農産物はリスクが低いと思われるが、ここで検討して対応する。
26	●	新規	7.2.3仕入先・サービス提供者との取引	① 管理点7.2.2①で選定されなかった仕入先・サービス提供者と取引していない。 ② 仕入先・サービス提供者との取引では、発注通りの仕様であるか確認している。納品書等を保管している。	7.2.2に関連した管理点(GFSI要求)。
27	●	新規 (青果物・穀物)	9.1.3商品回収テスト	① 年1回以上、苦情・異常を想定して商品回収のテストを実施し、結果を記録している。 ② テストの結果に基づき、管理点9.1.1の管理手順を見直している。	茶2012と団体2012では要求あった。実際に発生した際に機能しない回収手順では意味がないために追加した。

説明No.	Advanceのみ*注1)	事由	管理点番号等	改定概要	変更意図、説明等
28	-	新規 (青果物) 追加 (茶・穀物)	10.2他農場の農産物の取扱い	① 他農場の農産物を取扱っている場合、生産した農場ごとの識別管理と他農場の農産物の意図しない混入を防止する対策ができており、記録から確認できる。 ② 他農場の農産物を販売する場合は、生産した農場の情報について、販売先に誤解を与えるような表示をしていない。	意図しない混入の防止について、茶の管理点において認証農産物の識別管理(平行取扱い)、穀物の管理点において自分の農産物の識別管理があったが、他農場の農産物について農場ごとの識別管理として共通化した。また②の誤解を与えるような表示とは、他の農場で栽培されたものを自分の農場で栽培された農産物として販売しているケース等が相当する。
29	-	強化	11.責任者及び教育訓練	11章全体に各責任者はどのような責任と権限があり、どのようなことを学習しておく必要があるのかを要求した。	2010/2012では、自らが知識や資格がなくても助言を受けている普及員や農薬商等の担当者の名前を答えられればよしとする風潮があったが、自ら学習する体制を強化した。
30	-	集約・強化	11.7作業員への教育訓練	2010/2012の様々な管理点にあった教育訓練をここにまとめた。同時に実施する記録と使用した資料を要求した。	GAPIに基づく手順を作業員に定着させるためには教育訓練が重要であると判断し強化した。
31	●	新規	11.10人材育成	後継者や作業員の育成に向けて、下記の取組みを行っている。 ① 農場管理の仕組みの文書化(管理点1.3参照)や生産計画(管理点3.1参照)の策定に後継者や作業員を参加させている。 ② 計画と実績の比較(管理点3.4参照)等、経営に関する情報について、後継者や作業員との共有化を進めている。 ③ 後継者や作業員に対し、権限を伴った責任の付与(権限委譲)を進めている。	農場経営の生産性向上や持続性を維持するために担い手の育成が必要と判断し追加した。
32	-	新規	12.1労働力の適切な確保 12.2強制労働の禁止 12.3使用者と労働者のコミュニケーション 12.4差別の禁止	理念に追加された人権・福祉の基本的な部分を要求事項とした。これらはBasicでも必要な管理点。	12.1/12.2共に特に外国人労働者や年少者・児童について注意が必要な視点である。 12.3/12.4気持ちよく働ける環境を作ることが使用者の務めであり、農場内部におけるフードディフェンスの観点からも重要である。
33	●	新規	12.5労働条件の提示 12.6労働条件の遵守 12.7労働者用住居 12.8家族経営協定 12.9職場環境の整備	12.5/12.6雇用契約の部分で労務管理の実務的な要求事項。 12.8/12.9努力であるが、労働環境として整備すべき要求事項。	最低賃金や労働者用住居は以前の2.1版にはあった項目であり復活した。 実質的に労働基準法の内容であり、今回新たに学習しなければならない事項の一つ。

説明 No.	Advanceのみ*注1)	事由	管理点番号等	改定概要	変更意図、説明等
34	-	強化	13.作業者及び入場者の衛生管理	<p>青果物2010の8.5、穀物2012の7.6に手洗いやトイレの要求があった。茶2012では8.1.1の参考ページ(茶製造に関する一般衛生管理のポイント)にあったが、作業者の健康状態の把握や入場時に確認すべき事項等を追加し強化した。</p> <p>13.1作業者及び入場者の健康状態の把握と対策 13.2作業者及び入場者のルール 13.3手洗い設備 13.4トイレの確保と衛生</p>	人の衛生管理をここにまとめた。手洗い手順等はこれまでのものを利用すればよい。
35	-	新規・強化	15.4汚染水の流入対策	<p>①汚水の圃場への流入による土壌及び作物に対する影響がないように、対策を講じている。 ②汚水が流入した場合、作物や土壌に対する食品安全のリスク評価を実施し、必要な対策を講じている。行政の規制がある場合には、汚水に接した作物は規制に従っている。リスク評価の結果及び対策を記録している。</p>	<p>①は、新規要求(農水省GAPガイドライン項目)。 ②は、2010/2012の土壌の安全性で読めたが、作物への影響評価は新規要求(GFSI要求)。</p>
36		統合・追加	16.1.1生産工程で使用する水の安全性	<p>① 生産工程で使用する水の種類とその水源及び貯水場所を把握している。 ② 生産工程で使用する水が農産物に危害を与える要因がないか、リスク評価を年1回以上実施し、必要な対策を講じている。リスク評価の結果及び対策を記録している。リスク評価は下記の情報を利用する。 1)使用方法、使用時期及び使用期間 2)水源及び貯水場所の周辺の状況 3)水源及び貯水場所やその周辺で行われた行政等による水質調査の結果 4)農場が実施した水質検査の結果</p>	栽培工程から農産物取扱い工程までを合せて生産工程としている。この管理点で全ての生産工程で使用する水を把握し安全性を検討する。また、②1)に使用方法、使用時期、使用期間を追加し、リスク評価しやすようにした。(備考参照)
37		新規	16.2水源等の保護	自分の管理する水源、貯水場所及び水路が故意又は偶発的に汚染されることを防止する対策を講じている。	食品防御の一つとして重要なため追加した。
38	●	追加	16.4水の使用量の把握と節水努力	<p>① 水の使用量に関する行政や地域での取り決め、指導・許可制度がある場合は、それに従って節水に協力している。 ② 上記①に該当する場合、灌漑水量及び農産物取扱い施設の使用水量を把握している。</p>	使用量の把握は新規要求項目となる。水資源の有効利用の視点から設けた。ただし、取水制限等がある地域に限るとした。

説明No.	Advanceのみ*注1)	事由	管理点番号等	改定概要	変更意図、説明等
39	● 17.3のみ	追加	17.施設の一般衛生管理	青果物2010の8.6、穀物2012の7.7に要求があり、茶2012では8.1.1の参考ページ(茶製造に関する一般衛生管理のポイント)にあったが、施設の一般衛生管理として整備した。  17.1有害生物への対応 17.2喫煙・飲食の場所 17.3更衣場所、所持品の保管場所	4.1圃場及び倉庫における交差汚染の防止及び5.1農産物取扱い施設における交差汚染及び異物混入の防止の理づく評価と対策・ルール・手順が重複する面もあるが、一般衛生管理として管理点を設けた。
40	-	追加	18.1機械・設備及び運搬車両の点検・整備・清掃・保管	① 保有する機械・設備及び運搬車両のリストがある。そのリストには設備・機械及び運搬車両に使用する電気、燃料等が明確になっている。 ② 機械・設備及び運搬車両は、適期に必要な点検・整備・清掃を実施し、その記録を作成している。外部の整備サービスを利用している場合は、整備伝票等を保管している。 ③ 機械・設備及び運搬車両は、労働安全及び盗難防止に配慮して保管している。	①のリストは新規要求項目となる。また、備考欄にあるように電気、重油、水関連設備等のインフラ系の設備も点検対象となる。  ③は新規要求項目となる。
41	-	追加	18.2検査機器・測定機器・選別装置及びその標準の管理	商品検査、選別、計量及び工程の検証に使用する機器やその標準品(テストピース等)を一覧表に書き出し、それらが正確に測定・計量・選別できるように定期的に点検し記録している。	2010/2012では、正確な計量として秤の管理を求めていたが、正確な測定のためその他の検査や選別等に使用する機器も対象とした。例えば穀物の水分計等がそれにあたる。また、金属探知器のテストピース等も点検対象となる。
42	-	追加	18.3収穫や農産物取扱いに使用する容器・備品・包装資材の管理	青果物2010の8.7、穀物2012の7.7に包装資材の保管に関する要求があった。茶2012では8.1.1の参考ページ(茶製造に関する一般衛生管理のポイント)にあったが、容器・備品・包装資材の一般衛生管理として整備した。	4.1圃場及び倉庫における交差汚染の防止、及び5.1農産物取扱い施設における交差汚染及び異物混入の防止の理づく評価と対策・ルール・手順が重複する面もあるが、一般衛生管理として管理点を設けた。
43	-	追加	18.4掃除道具及び洗剤・消毒剤の管理	青果物2010の8.6、穀物2012の7.7に掃除道具に関する要求があった。茶2012では8.1.1の参考ページ(茶製造に関する一般衛生管理のポイント)にあったが、内容が強化されて一般衛生管理として整備した。	4.1圃場及び倉庫における交差汚染の防止、及び5.1農産物取扱い施設における交差汚染及び異物混入の防止の理づく評価と対策・ルール・手順が重複する面もあるが、一般衛生管理として管理点を設けた。
44	-	追加	18.5機械油の使用	青果物2010の8.6、穀物2012の7.7に機械油に関する要求があった。茶2012では8.1.1の参考ページ(茶製造に関する一般衛生管理のポイント)にあったが、内容が強化されて一般衛生管理として整備した。	4.1圃場及び倉庫における交差汚染の防止、及び5.1農産物取扱い施設における交差汚染及び異物混入の防止の理づく評価と対策・ルール・手順が重複する面もあるが、一般衛生管理として管理点を設けた。

説明 No.	Advanceのみ*注1)	事由	管理点番号等	改定概要	変更意図、説明等
45	●	新規	18.7農産物接触面の安全性	<p>収穫工程及び農産物取扱い工程で、農産物と接触する機械・設備、運搬車両、包装資材、収穫関連容器・備品及び保管容器等は下記の条件を満たしている。</p> <p>①接触面の素材による食品安全への影響を検討し、影響がある場合は使用していない。</p> <p>②接触面が農産物の表面を損傷させない状態となっている。(切断等の意図する損傷は除く)</p> <p>③接触面が清掃または洗浄及びメンテナンスをしやすい構造である。</p>	GFSI要求のため追加した。 取組例・備考を参照のこと。
46	-	新規 (青果物・茶)	19.2温室効果ガス(CO <sub>2</sub> )の発生抑制及び省エネルギーの努力	電気、ガス、重油、ガソリン、軽油、灯油等のエネルギー使用量を把握した上で、温室効果ガスである二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )の発生抑制と省エネルギーの努力をしている。	環境保全に関し、地球温暖化は地球的課題であり外せない。穀物2012では要求があった。
47	-	新規 (青果物・茶)	21.2地域内の循環を考慮した農業の実践	<p>① 圃場に有機物を投入する場合は、地域で発生した有機物を優先的に使用している。</p> <p>② 農場や農産物取扱い施設で発生した植物残渣を堆肥や飼料等として利用する場合、地域内で優先的に利用している。</p>	穀物2012の10.2.6の地域全体の環境保全の観点で一部読み取れた内容であり、要求を具体化したもの。
48	●	新規 (青果物・茶)	21.3地域社会との共生	<p>① 農場のある地域の共通ルールや慣習を理解し、それに従っている。</p> <p>② 地域行事への積極的な参加を図り、地域内での円滑なコミュニケーションを図っている。</p>	穀物2012の10.2.6の地域全体の環境保全の観点で一部読み取れた内容であり、要求を具体化したもの。
49	-	追加	22.1生物多様性の認識	<p>① 農場と農場周辺に生息する動植物を把握している。また、その中に希少野生動植物がいるか把握している。</p> <p>② 過去に存在していたが減少もしくは確認できなくなった動植物を把握している。</p> <p>③ ①と②についてリスト化しており、把握した動植物の存在の増減を年1回以上確認して記録している。</p>	希少動植物の存在の有無を認識してもらうことは新規要求。また、変化を把握することに主眼を置いた。
50	-	変更	22.2環境保全に対する方針に基づく活動	農業が環境に与える影響及び環境が農業に与える影響の両面を認識した上で、地域社会の一員として、環境と生物多様性に対してどのように貢献できるかの方針を持って活動している。	2010/2012では生物多様性の助長という適合性の判定が不明確な管理点であったが、耕作放棄地の拡大や鳥獣害被害という地域の身近な問題から自分なりの環境保全の方針をもって活動してもらうこと自体を適合基準とする。
51	-	追加	23.2播種・定植の記録	<p>播種・定植について下記を記録している。</p> <p>①種苗ロット</p> <p>②播種・定植の方法(機械の特定を含む)</p> <p>③播種・定植日</p> <p>④圃場の名称または圃場番号</p>	トレーサビリティの強化のため、①種苗ロットと②の機械の特定を追加した。



説明No.	Advanceのみ*注1)	事由	管理点番号等	改定概要	変更意図、説明等
52	-	移動・追加 (青果物) 追加 (穀物・茶)	24.1.2農薬の選択・計画	<p>農薬管理の責任者は下記を満たした農薬使用計画を立てている。</p> <p>① 使用する予定の農薬の商品名、有効成分、適用作物、適用病害虫・雑草、希釈倍数、使用量、使用回数、総使用回数、使用時期、使用方法(散布以外)を書いた農薬使用計画がある。</p> <p>② 上記の農薬使用計画は、生産国の農薬使用基準を満たしている。</p> <p>③ 取引先及び地域の規制要求がある場合には、その農薬使用基準を満たしている。</p> <p>④ 輸出を検討している場合は、輸出先の国で使用が禁止されている農薬を使っていない。また、使用が認められている農薬は、残留農薬基準を確認した上で選択している。</p> <p>⑤ 水田又は水系に近い圃場での使用については、魚毒性を考慮している。</p> <p>⑥ 農薬使用計画は、ポストハーベスト農薬を含んでいる。</p>	<p>青果物2010では、②③は農薬の準備・使用の段階(青果物2010の6.2.2、6.2.3、6.2.6)で要求されていたが、これを選択・計画段階へ移動した。また、⑥は海外での利用も考慮しここに配置した。</p> <p>⑤は農薬による環境配慮項目として魚毒性を選択段階へ追加した。</p> <p>※基本的な考え方として、計画段階で農薬使用基準を満たしていることを確認し、その通り使用すれば問題がない(変更する際も再度確認)というスタンスで計画を重視している。特に輸出が増加する中で計画重視の姿勢は重要であると考えた。</p>
53	-	追加 (青果物) 明確化 (穀物・茶)	24.2.1農薬使用の決定	<p>① 農薬管理の責任者は、管理点24.1.2で立てた農薬使用計画に従って農薬使用を決定している。</p> <p>② 計画を変更する場合には、変更した農薬使用計画が管理点24.1.2を満たしているか再度確認してから決定している。</p> <p>③ 収穫予定日から逆算して使用日を決定している。</p> <p>④ その他、ラベルの指示事項に従っている。</p>	<p>青果物は①②③を追加 穀物は①②を明確化 茶は③を明確化</p>
54	-	追加 (青果物・穀物) レベルアップ(茶)	24.2.2農薬の準備・確認	<p>① 農薬管理の責任者の許可・指示なく農薬を準備・使用していない。</p> <p>② 最終有効年月を過ぎた農薬を使用していない。</p>	<p>青果物、穀物は②追加 茶は②に関しレベルを重要→必須へ修正した。</p>
55	-	明確化・新規	24.2.3散布液の調整	<p>④ 農薬の計量と散布液の調製は、ラベルに従い、防除衣・防除具を着用して行っている。</p> <p>⑤ 散布液の調製時に給水ホースをタンクに入れて攪拌していない。</p>	<p>④はこれまでの労働安全項目(青果物2010の15.1.10、穀物2012の11.1.12、茶2012の11.1.11)から移動した。また使用時だけでなく調整時こそ原液を扱うので危険であるため別途明確化した。</p> <p>⑤は新規要求項目となる。</p>
56	-	明確化	24.2.4農薬の計量・希釈	<p>③混用が必要な場合はラベルの指示に従い、剤型による投入の順番を考慮して良く混ぜている。</p>	<p>2010/2012で「ラベルの指示に従う」に包含していた事項を切り出した。</p>
57	-	移動・追加	24.3.1防除衣・防除具の着用	<p>①農薬使用にあたり、作業者は農薬のラベルの指示に従って適切な防除衣・防除具を着用している。</p> <p>②マスクについては、使用回数・期間の指定がある場合にはそれに従っている。</p>	<p>①はこれまでの労働安全項目(青果物2010の15.1.10、穀物2012の11.1.12、茶2012の15.1.11)から移動、②は新規要求項目となる。</p>

説明No.	Advanceのみ*注1)	事由	管理点番号等	改定概要	変更意図、説明等
58	●	新規	24.3.6再入場の管理	①農薬を使用した直後の圃場や圃場周辺への立入について、ラベルに指示がある場合には、それに従っている。入場を制限する警告を周知している。 ②ラベルに指示がなくても、散布した農薬が乾くまでは圃場には立ち入らない。	労働安全の観点から追加した。
59	-	変更・明確化	24.3.7農薬使用の記録	⑦ 希釈倍数が指定されている場合には希釈倍数と散布液量、使用量が指定されている場合には10a当たりの使用量 ⑪ 農薬管理の責任者による検証	⑦は茶2012・穀物2012では希釈しない場合については10a当たりの使用量としてきたが、除草剤も考慮して“使用量が指定されている場合”と修正した。 ⑪は2010/2012でも「農薬使用の責任者」は記録項目としてあったが、記録の意図が不明瞭であった。今回は「農薬管理の責任者による検証」として明確にした。したがって、実質的には予定した農薬使用計画通りであったか、あるいは変更した場合にはその変更が適切であったかをどのように検証するかが問われる。
60	-	移動・変更	24.4農薬の保管（全般）	全般に管理点を下記の観点に整理して移動した。 24.4.1農薬保管庫の管理 24.4.2誤使用防止 24.4.3農薬混入・汚染防止 24.4.4危険物の保管（農薬）	内容を整理したことにより保管管理の目的が明確になった。また、有るべき状態を記載し、具体的な手段（トレーに入れる等）については取組例・備考欄に記載した。
61	-	追加	24.4.1農薬保管庫の管理	④ 毒物・劇物及び危険物は、それらを警告する表示がされており、他の農薬と明確に区分して保管している。	農業者も毒物劇物の業務上取扱者となり、取扱規定が適用されることから毒劇ではない農薬とは分けて保管を追記した。
62	-	追加	24.4.1農薬保管庫の管理	※取組例・備考 例えば、農薬保管庫に入りきらない大きな容器の農薬は、倉庫全体を保管庫とする方法がある。その場合、出入りの都度施錠をし、農薬管理の責任者の許可・指示なく開錠できないことなど管理点24.4全体を満たす必要がある。	青果物2010の6.4.3⑨及び穀物2012の5.4.3⑨では「農薬及び農薬準備・散布に必要な器具以外のものは置かれていない」という要求があった。これに対して茶2012の6.4.5⑨では「農薬及び農薬準備・散布に必要な器具と、それ以外の肥料等の資材・摘採袋・燃料・機械・農産物等が接触しないように置かれている」と要求があり適合基準が一致していなかった。青果物2010・穀物2012の農薬専用という要求は削除したが、倉庫全体を農薬保管庫とする場合でも24.4の農薬保管庫の要求は遵守する必要があるとした。農薬と他のものの交差汚染については4.1圃場及び倉庫のリスク管理で対応することになる。

説明No.	Advanceのみ*注1)	事由	管理点番号等	改定概要	変更意図、説明等
63	-	追加	24.6.1 残留農薬検査のサンプリング計画	<p>① 残留農薬検査の計画を文書している。</p> <p>② 残留農薬検査の計画は農場内で使用した農薬及びドリフトの可能性のある農薬のうち、残留の可能性が高いと思われる品目・農薬成分・収穫時期・場所からサンプルを選んでいる。</p> <p>③ 上記②で特に残留の可能性が高い成分を特定できない場合は、多成分一斉分析を行い、リスク評価に役立っている。</p>	<p>②のリスクがさほどないと思われる場合や特定できない場合のために③を追加した。これはリスク評価のネタを発見するという意味で実施するものである。例えば予期せぬドリフトのリスクや過去使用農薬の土壌中への残留等がある。なお、②が特定できれば③を実施する必要はない。</p>
64	-	変更	25.1.2 適切な施肥設計	<p>① 肥料管理の責任者が、施肥設計を行っている。</p> <p>② 施肥設計には、使用する肥料名と含有成分比率、10a当たりの投入量と成分量、施肥方法、施肥時期・タイミングが記載されている。施肥時期・タイミングは食品安全について配慮している。</p> <p>③ 施肥設計は、下記の情報を元に、品質向上と環境保全のバランスを考慮していることを説明できる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 過去の生産実績(作物の収量、品質)と施肥結果との関係</li> <li>2) 土壌診断の結果</li> <li>3) 行政または農協の標準施肥量・栽培暦の標準施肥量</li> <li>4) 土作り(管理点15.3参照)の必要性</li> <li>5) その地域及び下流域における肥料による水質汚染に関する情報</li> <li>6) 使用する肥料が地球温暖化に及ぼす影響(亜酸化窒素の排出)</li> </ol>	<p>土壌診断は手段であり、目的は適切な施肥設計を実施することであることを明確にした。</p> <p>その認識に立って②で設計内容を明確化した。更に、野菜等への堆肥の施用の場合等は食品安全へ配慮した施肥タイミングが必要であったとした。</p> <p>③では1)~5)の事項について農場自体が把握して自分の施肥設計との関係を説明できることが重要。</p>
65	-	変更	25.3.2 肥料等の保管条件	<p>④ 農薬入り肥料、石灰窒素は他の肥料等と区別して管理している。</p>	<p>青果物および穀物は、青果物2010の5.4.4及び穀物2012の9.3.4.4にあった「農薬と同等の管理」を廃止した。</p> <p>茶は、「他の肥料等と区別して保管」を追加した(茶2012の5.4.3では水濡れ防止のみ)。</p> <p>また、海外も視野に入れて農薬入り肥料もあるという前提で作られている。</p>